

南相馬市いじめ防止等に関する条例(素案)の概要について

1. 条例制定の背景

- (1) 「いじめ防止対策推進法」が施行（平成 25 年 9 月）
- 国及び地方公共団体等の責務の明示
 - いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定
 - ・地方公共団体（努力義務）
 - ・学校（策定義務） 市内小中学校 全 18 校 策定（平成 26 年度）
 - いじめの防止等のための組織の設置
 - ・地方公共団体（努力義務）
 - ・学校（設置義務） 市内小中学校 全 18 校 設置（平成 26 年度）
- (2) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定（平成 25 年 10 月）
- 平成 29 年 3 月に基本方針を改定
- (3) 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定（平成 29 年 3 月）
- (4) 福島県いじめ防止基本方針の策定（平成 26 年 7 月）
- (5) 会津地方高等学校における重大事態の発生（平成 27 年 9 月）
- 福島県いじめ問題対策委員会条例を制定（平成 28 年 4 月）
- (6) 市内中学校における重大事態の発生（平成 29 年 2 月）
- 南相馬市いじめ問題対策委員会を設置（平成 29 年 3 月）

2. 条例制定の理由

市では、これまで、「いじめを許さない学級、学校づくり」の実現に向け、各学校でいじめ問題対策協議会等を中心に組織的対応力の向上を図り、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組みを推進してきました。

しかしながら、本市においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原発事故の影響により、未だ多くの子どもたちがこれまでとは違った生活を余儀なくされており、さらに平成 29 年 2 月に市内中学校において重大事態が発生したことを重く受け止め、心の教育やいじめ防止のための取組がより一層求められています。

このことから、本市として、市、学校、保護者、地域住民、関係機関等が連携して、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けて取組むことにより、次世代を担う子どもたちが一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持ち、健やかに成長することができる環境を実現することを目指し、この条例を制定します。

3. 条例（素案）の概要

目的

いじめの防止等に係る基本理念を定め、市、学校の責務又は保護者、子ども、市民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本的な施策を定める。

基本理念

市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等に取り組む。

責務と役割

基本理念に基づき、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向けて取組むため、市、教育委員会、学校、保護者、子ども、市民等及び関係機関等が連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすこととする。

南相馬市いじめ防止基本方針の策定

法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止基本方針」を定める。

南相馬市いじめ防止対策連絡協議会の設置

法第14条の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため設置する。

南相馬市いじめ問題対策委員会の設置

法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため設置する。

南相馬市いじめ問題再調査委員会の設置

法第30条第2項の規定に基づき、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため設置する。

いじめ防止対策推進法に定める組織について

		名称	組織
通常時	地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会 南相馬市いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 (第14条1項) 【いじめ防止等のための基本的な方針『平成25年10月11日文科科学大臣決定』(以下「基本的な方針」という)においては、設置することが望ましいと規定】
		教育委員会の附属機関 南相馬市いじめ問題対策委員会 (28年度設置)	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、 教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 (第14条3項) 【基本的な方針においては、設置が望ましいと規定】 *教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
	学校	いじめ防止等の対策のための組織 学校いじめ問題対策連絡協議会 必置 (26年度設置)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される いじめ防止等の対策のために組織を置くものとする。 (第22条)
重大事態発生時	地方公共団体・学校	学校又は学校の設置者の置く調査組織 南相馬市いじめ問題対策委員会 必置 (28年度設置)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に 組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 (第28条1項) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【基本的な方針においては、第14条3項の教育委員会に設置される附属機関〔の組織〕を、調査を行うための組織とすることが望ましいと規定】
		再調査を行う附属機関 (地方公共団体の長) 南相馬市いじめ問題再調査委員会	報告を受けた地方公共団体の長(私立学校の場合は都道府県知事)は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、 附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 (第30条2項) *「附属機関」設置以外による調査(地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど)も考えられる。

同一組織

いじめ防止等の対策に係る組織図

